

2025年4月11日

株式会社 四国銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種取組みについて

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、政府・産業界・金融界が一丸となって推進している手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、下記の取組みを実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 当座勘定払戻請求書の取扱開始

手形帳・小切手帳の発行終了に伴い、新たに制定する「当座勘定払戻請求書」による当座預金からの払戻しを開始します。本請求書は、預金者ご本人の当座預金口座から指定金額の支払いを取引店へ依頼する際にご使用いただくものです。手形・小切手の代替として、第三者への支払手段としてはご利用いただけません。

(1) 取扱開始日

2025年7月1日（火）

※本請求書の必要なお客さまは、お取引店へお申し出ください。

(2) 当座勘定払戻請求書の形式

ミシン目付きの1冊50枚綴り帳票（冊子形式）。

※単票では取扱できません。また、複写式ではなく、お客さま控えはございません。

(3) 発行手数料

1冊2,200円（税込）

2. 手形・小切手関連サービスの新規受付停止および廃止

対象サービス	新規受付停止日	サービス廃止日
署名判印刷サービス	2025年12月30日（火）	2026年1月5日（月）
連続帳票式手形用紙交付サービス		

※サービス廃止にかかるお客さまのお手続きは不要です。

3. 当座勘定規定の改定

新旧対照表

- [2025年7月1日改定分](#)
- [2026年1月5日改定分](#)

【電子交換所における手形・小切手の交換廃止】

手形・小切手の電子化に関する中間的な評価を踏まえた抜本的な取組みについて、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことが決定されました。

詳細は以下をご覧ください。

【全国銀行協会ホームページ】 <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032601/>

「手形・小切手の電子化に関する中間的な評価を踏まえた抜本的な取組み等について」

【「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた、これまでの取組み】

公表日	内容
2024年2月16日	<2024年4月1日実施> ・当座預金の新規口座開設の停止 ・2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止
2025年1月7日	<2025年12月30日実施> ・手形帳・小切手帳の新規発行受付終了

【代替サービスのご案内】

手形・小切手による決済を利用されているお客さまは、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

詳細は以下をご覧ください。

【四国銀行ホームページ】

・「四国銀行でんさいネットサービス」 <https://www.shikokubank.co.jp/bib/densai/>

・「インターネットバンキング（ビジネスダイレクト）」 <https://www.shikokubank.co.jp/bib/>

以上